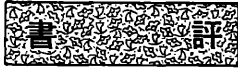


Title	北原勇著 現代資本主義における所有と決定
Sub Title	I. Kitahara, Ownership and decision in the modern capitalism
Author	奥村, 宏
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.77, No.6 (1985. 2) ,p.810(96)- 813(99)
JaLC DOI	10.14991/001.19850201-0096
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19850201-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



北原 勇著

『現代資本主義における所有と決定』

(1984年, 岩波書店, XIX+441頁, 2,800円)

1. 意義

株式会社の所有と支配をめぐる問題は古くして、新しい問題であり、そしてマルクス経済学者と非マルクス経済学者によって、珍しく共通のテーマとしてこれまで論じられてきた。最近の欧米における“マルクス・ルネッサンス”といわれる状況のなかで、このテーマが大きく取上げられているが、日本でもまたこの問題に対する関心が高まり、若い研究者を引き付けている。ところが最近の日本におけるこの問題への関心は、かつてのように抽象論として株式会社論を展開するというのではなく、現実的な問題関心から出発している。それは“企業王国”といわれるような状況が現出し、大企業がわれわれの生活をすべてコントロールするような状態になっているなかで、その企業をいったいだれが支配しているのか、という問題が多くの人によって問いかけてられているからである。その意味で、近年、不振と不毛、行詰りと破産が宣告されている経済学がもし再生しようとするなら、そのひとつの契機はこの問題の研究からではないかと思われる。

そういう期待が多くの、ではないにしてもかなりの人によって抱かれているところへ北原勇氏の『現代資本主義における所有と決定』が現われた。そのこと自体がひとつの事件といえるかもしれない。「この問題について何一つ専門的な研究もしたこともなければ論文を書いたこともない」(まえがき)という著者がわずか数年間でこのような大作を完成されたことは、そのことだけでも研究者に大きな刺激と勇気を与える。読者は441頁というボリュームに圧倒されるだけでなく、このテーマに関する欧米の文献が博引旁証されていることに驚かされるであろう。ともあれこの本は量的にも質的にも第一級の著作として評価されるだろうし、また今後この問題について研究しようと思う人がまず読むべき本として長く残るだろう。このように評価し

たうえて、いくつかの重要な問題点について私が疑問に思ったところを以下述べることにする。

2. 「会社それ自体」をめぐる

この本を買っている一本の筋、というよりキーワードは「会社それ自体」という概念である。この概念がもし否定されたら、この本は全く意味を失う、といってもよいほど、それは重要なものである。「問題解明の鍵——『会社それ自体』による所有と支配」という見出しで、序章において早くもつぎのように述べられている。「個人的所有者兼支配者の存在しない現代の独占的・巨大企業においては、自然人ではなく『会社それ自体』が現実資本の直接的な所有主体であり、その所有にもとづく支配力をもつ経済主体であり、それゆえにまた行動主体でもあるのである」(17頁)。ではいったい株主はどうなるのか。株主は現実資本を間接的に所有しているのであり、ここで「会社それ自体」による直接的な所有と株主による間接的な所有に、所有が二重化しているのだという。これだけならごく当り前のことをいっているにすぎないように思えるのだが、問題はこの二重化の意味である。株式会社が法人格を与えられている以上、現実資本を所有するのは株式会社で、株主はそれを間接的に所有しているというのはごく常識的な理解だ。ところが北原氏の場合はそうではない。株式会社という法的形式が生まれたその段階で「株主の所有権の実質の一部が失われ、その反面、『会社それ自体』による所有が一定の実質をそなえている」(96頁)というのである。そこでは「株式会社における株主の所有(権)の実質が一部損なわれている」(97頁)ともいわれる。これは直接的な所有と間接的な所有への所有の二重化というよりも、株主と「会社それ自体」への所有の分裂、あるいは分割ということではないか。

株式会社では株主はいったん出資したものを引上げることはできないが、「そのかぎりで株主の意思の完全支配下からはなれたものとなっている」。「そしてこの株主の所有から欠落した実質は、他の誰にでもなく、法形式上の企業資産の直接的な所有者たる会社自体に移る以外にはない」(100頁)といわれるが、このような所有の分裂、分割はさらに株式分散によっていっそう進行する。株式分散が進めば「すべての株主は、株式所有にもとづいて会社支配を行なっていく可能性がないため、会社の意思決定、企業活動への支配に積極的

に参加する意欲を欠き、株主総会は形骸化するであろう。株主の所有権の変形ともみられる会社管理への間接的参加権は大部分その実質を失う。その失われた実質は、このばあい大株主ではなく、会社それ自体の手に移る(107頁)。従来のマルクス経済学者が株式分散によって、少数の大株主に支配権が集中するといったものを、北原氏は大株主ではなく、「会社それ自体」に支配権が移るといっているのである。

これまで法学者や経済学者たちが経済的(あるいは実質的)所有と法律的(あるいは形式的所有)への所有の二重化というようにとらえてきたものを、北原氏は株主と「会社それ自体」への所有の分裂、分割とみるところにその特徴がある。ということは、北原氏においては株主と「会社それ自体」が同列に置かれ、同次元で所有の奪い合いをしているという考え方である。そして株式会社の出発点からすでに株主の所有権の一部が「会社それ自体」によって奪われていたが、株式分散によってそれがいっそう徹底していき、株主はもはや所有権を失っていくというのである。ではいったい株主と同一次元に置かれる「会社それ自体」とはなにか。そもそも株主のいない「会社それ自体」など存在するはずがないにもかかわらず、これが株主と所有を争奪するというのは奇妙ではないか。現実資本を所有しているのは会社であるが、その会社をだれが所有しているのか、ということが問われている時に「それは『会社それ自体』である」といったのでは、それはカントの「物自体」(Ding an sich)と同じような観念論になるのではないか。キーワードになっている「会社それ自体」という場合の「会社」の内容はいったいなのかな、それこそが問われなければならないのだが、そうすると問題は振り出しに戻ってしまう。もともと「会社それ自体」という概念は、ラテナウやハウスマンの“Unternehmen an sich”から出てきたもので、かつてはナチスの理論として流行したものである。それだけにこの概念の理論史には紆余曲折があるのだが、これだけ外国文献を博引旁証するのであれば、この概念の理論史を展開する必要があったのではないか。北原氏が「会社それ自体」という場合の「会社」とはいったいどういう内容のものなのか。実はこれこそが問題だったのではないか、という疑念は最後まで残る。

3. 株式分散か集中か？

「会社それ自体」が所有の主体になるのだから、当然のことながら会社＝資本家ということになる。「現代巨大企業における個人『資本家』にあたる存在が『会社それ自体』であるということは、現代巨大企業では、労働者を雇用し、支配し、剰余労働を行なわせ、労働の成果を取得し蓄積していく主体が『会社それ自体』であるということでもある」(233頁)という。もっとも、「会社それ自体」が資本家であるといったのでは、資本家は存在しないという主張とあまり変らなくなる。そこで経営者をどう位置づけるか、ということが大きな問題になる。いわゆる「経営者支配」論と北原氏の主張がどう違うのか、ということがここで問題になる。一般にマネジリアリズムの主張には、①株式分散によって「経営者支配」が進むというもの、②経営管理機能の複雑化によって、専門経営者が支配するようになるという二つの主張が混在しているが、北原氏の場合、両者が混在しながら①の方に重点がおかれている。それどころか、この本のキーワードが「会社それ自体」という概念であるとするなら、全体を貫く論理の前提になっているのが株式分散ということである。これまでのマルクス経済学者がパーリ、ミーンズ以来の株式分散による「経営者支配」論に対してさまざまな実証によってそれを否定しようとしてきたのに対し、北原氏は大胆に株式分散を認め「マネジメント・コントロールといわれる事態を……事実として認め」(154頁)ていく。株式分散によってもはや大株主も会社を支配できなくなっているという認識ではマネジリアリストと北原氏は一致する。ただそれを「経営者支配」というか、「会社それ自体」の所有にもとづく支配と呼ぶか、の違いがあるだけである。

ここではなにより事実の問題が争われる。株式分散がいくら進んだとしても、そのこと自体で株主による支配が消滅するわけではない。そういう会社があったとすればそれはテーク・オーバーの対象になるだろう。また一時的に支配者が空位の状態にあるとしてもそれは勢力均衡の上での一種のボナパルティズムのようなものであるかもしれない。そこで実証が必要になるのだが、北原氏はパーリ、ミーンズの実証をそのまま受け入れているようである。しかし彼等の実証がかなりあいまいなものであることは早くから批判されてきた

ところである。彼等の調査ではたまたま個人大株主を見つけることができなかつたために、これを「経営者支配」と分類してしまった会社がかかなりある。さらにM. Zeitlin⁽¹⁾もいうように、アメリカの株主の分析には名義人と真の所有者の区別をすることが必要だが、パーリ、ミーンズはもちろん、その後のマネジリアリストもこれを行なっていない。アメリカでは株主が他の名義を使うということがしばしば行なわれているが、その名義人だけを見て、大株主がいないといってもそれはナンセンスである。名義人を真の株主に還元するという作業は1970年代になってメトカーフ委員会によってはじめて全面的に行なわれたが、パーリ、ミーンズはもちろんラーナーもそれをやっていない。北原氏がなぜこのことを知りながら、パーリ、ミーンズやラーナーの実証をそのまま認めるのか理解できない。そういえばこれだけ大量の外国文献を引用しながら、Zeitlinの重要な論文に触れられていないのはなぜか。ひそかに思うに、北原氏はマネジリアリストの大量の文献を丹念に読むあまり、それらに引き付けられてしまったのではないか。従来のマルクス派の主張の不毛をつくのはよいが、そのあまり、事実認識においてマネジリアリストの主張に屈服してしまっているように感じられる。

なによりも重要なことは、20世紀後半における先進資本主義国での主要な傾向は株式分散ではなく、株式所有の法人や機関への集中である。これはアメリカ、イギリス、西ドイツ、日本など、すべての先進資本主義国で起っていることだが、マネジリアリストの文献の山に囲まれるあまり、事実を見る目がくもらされたのではないか。そしてその結果、株式分散を前提にして、株式所有によらない支配を主要なものと思ひ、これを説明するために「会社それ自体」という概念を持ち出してきたのではないか。1930年代について書かれた本から歴史を見るのではなく、1980年代の現実から30年代を逆に照射してみたらどうか。そうすればこれまで見えなかつたものが見え、マネジリアリストの誤りも分かつたのではないか。

4. 企業間結合の視点

「会社それ自体」が株主から離れて自立していくと

いうことになれば、当然のことながら株主としての会社とその株式を所有されている会社との関係が見えなくなる。総じて北原氏のこの本では企業間結合の視点が欠けているように思えるが、これも株式分散を前提とする「会社それ自体」の自立論の当然の帰結である。たとえば100%出資の子会社の場合、親会社が「所有にもとづく支配」をしているというのはナンセンスで、これは親会社の一部分である事業部と同じ性格のものだという(261頁)。確かにそうかもしれない。では50%所有ならどうか。これを親会社が同族会社か、マネジメント・コントロール型かに分けて説明している(262頁以下)が、ここの説明は混乱していて、わかりにくい。そこでは「会社それ自体」による現実資本の所有という次元の話と、会社が株式を所有しているという次元の話が混同されているために説明が混乱しているのではないか。このことは「巨大金融企業による株式保有と融資の意義」(327頁以下)を論じたところでも同じで、金融会社において「会社それ自体」が成熟しているということと、その金融会社が他社の株式を所有しているということが混同されている。会社が株式を所有するというのは、会社所有にもとづいて、その会社の経営者が相手の会社を支配するというのである。それは親会社の株式分散の状態とは関係のない話である。そもそも株式所有にもとづいて支配しているかどうかということを議論している時に、親会社の株主がどうかということを問題にする必要があるのだろうか。というのもここで重要なのは株式所有による企業間結合の問題であるが、それは株式分散を根拠とする「会社それ自体」論では説明できないのではないか。

このような株式分散を根拠にした「会社それ自体」論を主張する北原氏にとって最も困ったことは日本の現実がそれでは説明できないということである。そこで株式分散による「会社それ自体」論と会社による株式所有とをドッキングしようとしたのが補章「わが国巨大企業における所有と決定」であるが、株式分散という点では「会社それ自体」が未成熟である日本において、法人への株式集中＝株式持合いが進行してそれが成熟したという矛盾した説明になる。

私は「会社それ自体」という概念は重要だとは思っているが、しかしそれは株主による所有と「会社それ

注(1) M. Zeitlin "Corporate Ownership and Control: The Large Corporation and the Capitalist Class"—*American Journal of Sociology* 79/5, 1974.

書 評

自体」による所有が二重化したという意味で、これが特に問題になるのは「会社それ自体」が他の会社の株主になり、さらに会社間での相互持合いが進行していった時であると考え。おそらくそういう点では日本は最も進んでいるのだろうが、それだけに矛盾をはらんだものである。北原氏の場合「会社それ自体」はどのような矛盾を持つものであるのか不明である。最後

のところでは変革主体に触れているが、国有化によって問題が解決されるかのようにいわれるのはあまりにも楽観的ではないか。

以上、あえて論点を明確にするために疑問点をあげつらったが、しかしこれはこの本の値打ちを下げるためではない。今後の討論が多くの人によってなされ、研究が深化するのを願ってのことである。

奥 村 宏 (龍谷大学経済学部教授)